

2011年5月9日

人権救済申立書

申立人

第 1 人権救済申立の趣旨

- 1 長年に亘る検察官適格審査会の不作為に対して、審査開始の勧告を求める。
- 2 刑事判決抄本（要約判決書）でなく、刑事判決謄本の交付を求める。
- 3 適法・正当な使用目的とする、住民票除票交付申請に対して、交付拒否する当該行政に指導・監督を求める。

第 2 申立の理由

1の項

2003年末、高橋真検事作成による、重要参考人・須崎スミエの検事面前調書の本人署名及び指印は、高橋検事の捏造であると、確たる証拠を添えて、法務省検察官適格審査会に審査申立した。

更に、跡部敏夫検事・鶴田小夜子検事への審査申立をした、然るに7年半が過ぎた今尚、審査は留保されている。

また調書偽造という重大な人権侵害を、各所の法務局人権擁護局に訴えても調書事件は人権侵害にはあたらないと、門前払いされ続けている。

2の項

一審で渡された判決書は判決謄本でなく、判決抄本の疑いがある。

そこで刑訴法第46条に基づき、判決謄本再交付申請をした、しかし検察庁保管検事は「判決謄本」の交付を拒否し続けている。

判決抄本の墨塗り・弁護人の挙動不審など、これらの傍証から、**判決原本の存在が極めて疑わしい**。

申立人は、事実調なき当該の刑事裁判は、偽装裁判がされたと思料している。

3の項

偽装失踪した須崎の虚偽供述から、商業新聞五紙上にて、変質者の付き纏いワイセツFaxなど、虚実の実名報道リンチされた。

また実刑判決後の控訴中に、須崎は「この機会に提訴を」訴状を拘置所に送達、刑務所に競売調書を送り付けて、満期出獄したら衣類まで無一物になっていた。

事件の端緒は須崎の偽装失踪から始まった、須崎の出現・証言が事件解決の鍵となる、これを虚偽DVを捏造して、除票交付拒否する行政・法務省は明確な違憲・違法行為である。

第3 事実経過と人権侵害を構成する具体的事実

1の項

刑事裁判とは、検察官が処罰を要求した事実が、果たして証拠により証明されるか、どうか判断する過程である。

ほぼ全面的に証拠能力を有する検事面前調書、この検面調書偽造は過去から連綿と為されて、多くの冤罪者を出し続けている。

調書裁判の危機であり、公文書に信用性がなければ、社会生活は停止・崩壊する、社会の要である司法制度が作用停止となれば、公権力の行使も止まり監獄暴動が続出する。

公益の代表である検察官の犯罪を訴追する機関はなく、検察官適格審査会も機能せず死に体化して、検察ファッショの人権抑圧国家となっている。

証拠方法 資料1から3まで提出

2の項

法曹三者に拠る偽装裁判は 国家の作用・個人の法益・公共の信用を害する究極の人権侵害である。

殆どの刑事事件は、起訴事実を認めた自白事件であり、裁判の効率と被告人の利益の為とした即決結審が大半である、検察は証拠カードという標目だけの検察証拠を法廷提出、弁護人はこれに口頭で同意、反対尋問権を放棄する。裁判所は、証拠調べが為された如き公判調書を捏造する、刑事判決書の交付は申請と謄写代を必要とする、だから一審で確定した前科者は、自分の判決書を見ていない。

更に交付された判決書が、原本と同じ内容の謄本か、或は書記官作成の要約判決の抄本であるか、否か。

申立人の場合、判決書の証拠の標目と、二審弁護人が隠匿していた証拠調請求書を対照して、初めて偽装証拠調べが為されたと推知した。

適正な法の手続きがされない、先に結論ありのわが国の裁判は、刑事・民事共に形骸化されている。

証拠方法 資料4から6まで提出

3の項

1994年5月、偽装失踪した須崎スミエは、虚偽告訴幫助の末に、同一住所に棲みながら、架空の住民登録・転出を二年間に八ヶ所も移した。満期出獄した申立人は民事提訴すべく、須崎の所在探索に50日も各地を彷徨失踪当時から同居する佐藤登宅を突き止めた。提訴して二年後の敗訴から須崎らを刑事告訴、その後の追及（提訴など）に須崎・佐藤登は警察通報・虚偽DV被害者申告をして転居、両者の除票交付申請するも、行政はDV被害を理由に、既に8年に亘り拒否し続けている。住所不明の須崎・佐藤を提訴するが、国選民事弁護士や公示送達で潰す。送達先も判らない訴訟が成立するのは、偽装裁判がされているからだ、公正な裁判を受ける権利もない、野蛮な人権弾圧国家である。

証拠方法 資料7から10まで提出

第4 総括 日弁連の責任倫理を糾す

1994年5月、須崎の偽計失踪から始まる虚偽DV事件は、園田夫婦の陰謀により、味方としていた弁護士を虚偽告訴幫助させ、一蓮托生の調書偽造事件へと生産拡大化する、一大法曹疑獄事件となった。

民事上の加害者（須崎・園田）からでっち上げ事件され、法律事務所で相談加害者は警察に相談した、その後に両者の陰謀から、生活破綻となる危機的情況となり、再び法律事務所で相談、しかし須崎の所在が不明で断念した。

已む得ず緊急避難とした犯行が告訴事実となり、精密司法と云われる公判で須崎・園田との対峙での真相解明を望んだ、しかし起訴有罪率99%の絶望的な日本の警察裁判所は、被告人に争う権利はなく、法曹三者が意思一致して情状嘆願のみの流れ作業で有罪認定する儀式化している。公権力という暴力装置の行使には、世界の理念・適正な法の手続きが大前提であり、作成調書の即時交付・記録機材の法廷内使用解禁は不可欠である。

商業新聞五紙上に、変質者と実名報道されて、この五月で15年が過ぎる。この虚偽告訴事件関連・遠因する訴訟沙汰は、二十件に及ぼうとしている。現在も立川支部・さいたま地裁で係争中であり、これらをhpに公開、HNは遂犯無罪・確信犯の冤罪主張など、集客目的の訴訟狂を演じている。

名誉毀損刑事事件に始まる刑事・民事（国賠の訟務検事も含む）の弁護士は数十名に及ぶ、裁判官も弁護士も法務省も、心情倫理として事件の概要は推知している、悉く潰され続けているのは、そこが裁判所だからである。本事件を追及すれば、必然的に弁護士問題に基因する、自らの存亡にも及ぶ理由から、調書事件を看過し続けていると云わざるを得ない。

法曹三者は、法の原理原則を軽んじ歪曲もする、そして行為の結果にも責任を持たない、法曹の在るべき姿とは、結果についての責任倫理である。

以上